#### 地理的表示保護制度の実施に係る運用について

平成29年8月4日付け29食産第2150号食料産業局長通知

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)の施行から概ね 2年が経過したところであり、また、昨年末には、環太平洋パートナーシップ協定の締 結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第108号)第10条の規定により外 国の特定農林水産物等に関する特例に関する規定が創設・施行され、今後、海外の地理 的表示制度との相互保護が進むことが期待されるところである。

この通知は、上記の事情や、特定農林水産物等の登録等に係る事務の実務上の蓄積も相当程度進んできたことを踏まえ、関係法令や従来の通知等では法令上の解釈が必ずしも明らかでなかった点について定め、地理的表示保護制度の円滑な実施に資することを目的とする。

記

## 1 「特性」について(法第2条第2項第2号関係)

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項第2号では、特性とは、品質、社会的評価その他の確立した特性をいうとされている。ここでの品質、社会的評価は例示であって、登録の申請に係る農林水産物等(以下「申請農林水産物等」という。)の特性を同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴として客観的に説明でき、かつ、法第2条第2項本文にあるとおり、当該特性が同項第1号の生産地に主として帰せられるものであれば、品質、社会的評価でなくとも総合的に判断して特性となり得る。ただし、当該特性が、申請農林水産物等のうちの一部である特級品の評価である場合など、当該特性が申請農林水産物等の一部のみに係る特性ではなく産品全体に係る特性である必要がある。

# 2 特定農林水産物等の名称について(法第2条第3項関係)

特定農林水産物等審査要領(平成27年5月29日付27食産第679号食料産業局長通知。 以下「要領」という。)別添3第1の1では、申請農林水産物等の名称は、申請農林水 産物等の名称として使用されてきた名称であって法第2条第2項各号に掲げる事項を特 定できる名称であれば足るとされている。これは当該名称の使用実績が必要である旨を 規定したものであり、需要者等が当該名称から申請農林水産物等の生産地・特性を特定 できればよく、当該名称の使用期間に特定の基準を要求する趣旨ではない。

## 3 「必要な指導、検査その他の業務」ついて(法第2条第6項第2号関係)

明細書を作成した農林水産物等について当該明細書に適合して生産が行われるように するために生産者団体が行う指導、検査その他の業務とは、生産者団体が、その構成員 たる生産業者の事務所、倉庫、ほ場等において、生産方法の確認や農林水産物等の検査 を行うこと、特定農林水産物等に適切に地理的表示や登録標章(GI マーク)が付され ていることについて確認を行うこと、生産業者に生産基準や適切な地理的表示や登録標章の使用方法等を遵守させるために栽培又は出荷前に定期的に講習会を開催すること等をいう。

4 特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、又は加工された農林水産 物等について(法第3条第2項関係)

「製造」とは、原料として使用したものと本質的に異なるものを作り出すことを指し、「加工」とは、材料の特性は保持させつつ、新しい属性を付加することを指す。

ここでいう「加工」には、特定農林水産物等の特性が維持され、本質的な変更を来していないものは含まないと解すのが相当である。

具体的には、専ら産品の品質保持のために行われる行為(非食用部分の除去、オゾン水殺菌、冷凍・冷蔵等)、産品の利用のために最低限必要と認められる行為(下処理(魚の皮や内臓の除去、工芸農作物の乾燥等)、切断(部分肉への分割、魚や野菜の薄切り等)、小分け包装、流通・小売過程での熱処理(塩ゆで、塩焼き等)等)は原則として「加工」とは扱わない。ただし、「加工」に該当するか否かは個別の特定農林水産物等の特性により判断されるため、特性によっては異なる区分に属するものとして「加工」と判断することがある。

なお、要領別添1第1の4(2)にあるとおり、申請農林水産物等が流通・小売過程で複数の形態をとる場合であって、同一の名称かつ一貫した特性を有しており、流通・小売過程の需用者等において一体の農林水産物等として認知され、かつ、区分ごとの申請が同一の申請者により行われる場合は、複数区分での申請とすることが望ましい。

5 「不正の目的」について(法第3条第2項第4号関係)

法第3条第2項第4号でいう「不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的」とは、図利目的・加害目的のほか、公序良俗や信義則に反する目的一般をいう。

具体的には、ある農林水産物等について生産、販売を行い、その後、当該農林農林水産物等と同一又は類似名称を有する法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の生産者団体に対して先使用による地理的表示の使用を止めるために高額の見返りを求める場合、生産者団体の構成員など特定農林水産物等について法第7条に基づく申請が行われることを知り得る立場にあった者が先使用者の地位を得て当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合、法第8条又は第24条に基づく特定農林水産物等に係る公示開始後に先使用者の地位を得た者が、当該特定農林水産物等のブランド価値に便乗する場合等は不正の目的と判断される。

6 地理的表示若しくはこれに類似する表示又は登録標章を「付する」ことについて (法第3条及び第4条関係)

法第3条及び第4条でいう「付する」行為とは、法第6条の登録を受けた特定農林水産物等の名称を直接印刷、刻印することのほか、当該名称を印刷したシール等を貼付することや当該特定農林水産物等の陳列棚に当該名称を記載した値札等を置くことも含む。

また、法第3条及び第4条においては、地理的表示又は登録標章を付する者は生産業者とされているが、ここでいう生産業者には、登録生産者団体の構成員である生産業者から、その生産に係る特定農林水産物等に地理的表示又は登録標章を付することを委託された者も含まれる。

なお、法第4条においては、法第6条の登録を受けた特定農林水産物等又はその包装 等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標章を 付さなければならないとされているが、それら以外に登録標章を使用する場合には、「広 告、インターネット販売、外食業等における GI マークの使用に関するガイドライン (農 林水産省食料産業局知的財産課編)」に従う必要があることに留意願いたい。

## 7 「地理的表示又はこれに類似する表示」について(法第3条及び第5条関係)

法第3条及び第5条に規定する「地理的表示又はこれに類似する表示」とは、それが付された農林水産物等が法第6条の登録を受けた特定農林水産物等と誤認混同させる表示をいう。具体的には、下記ア及びイの例は地理的表示と同一の表示と、下記ウからカの例は地理的表示に類似する表示と考えられる。

なお、文字の構成上は地理的表示と紛らわしい表示であっても、当該表示が付された 農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特性を持ち、その特性と法 第6条の登録を受けた特定農林水産物等の特性が各々明確に区別され、商取引上も明確 に区分されるなど識別が容易であると客観的要素から需要者等が判断可能である場合や 原産地表示の一環として行われることが明らかな場合等もあることに留意が必要であ る。

- ア 登録名称の音を平仮名、片仮名、訓令式若しくはヘボン式ローマ字又は漢字を用 い相互に変換した表示
- イ 登録名称の前後に登録産品の生産地を含む県名等や等級などの修飾語を付した表 示
- ウ 登録名称を分断するように何らかの文字等を挿入した表示
- エ 全体の称呼や外観が酷似しており、登録名称を表したものと誤認するおそれを招 来する表示
- オ 普通名称に加え括弧書きで登録産品の生産地に係る地名を付した表示
- カ 登録名称の全部又は一部を翻訳した語の音を平仮名等に変換した表示

以上